

◇大阪市における事業系ごみ処理手数料

○ ごみ処理手数料 = ごみの収集運搬手数料 + ごみの処分手数料

(1) 本市直営による処理手数料（収集運搬手数料+処分手数料）

大阪市が排出事業者の委託を受けて、直営で収集に行き、焼却工場へ運搬し、焼却、最終処分するまでの経費として条例で定めた料金。

毎日収集 240円/10kg 定日収集（週2回）180円/10kg

※ 許可業者の契約料金は、条例で定める処理手数料の額(240円/10kg)を超えてはならない。（「廃棄物処理法第7条12」）

※ 排出日量10kg未満の無料収集

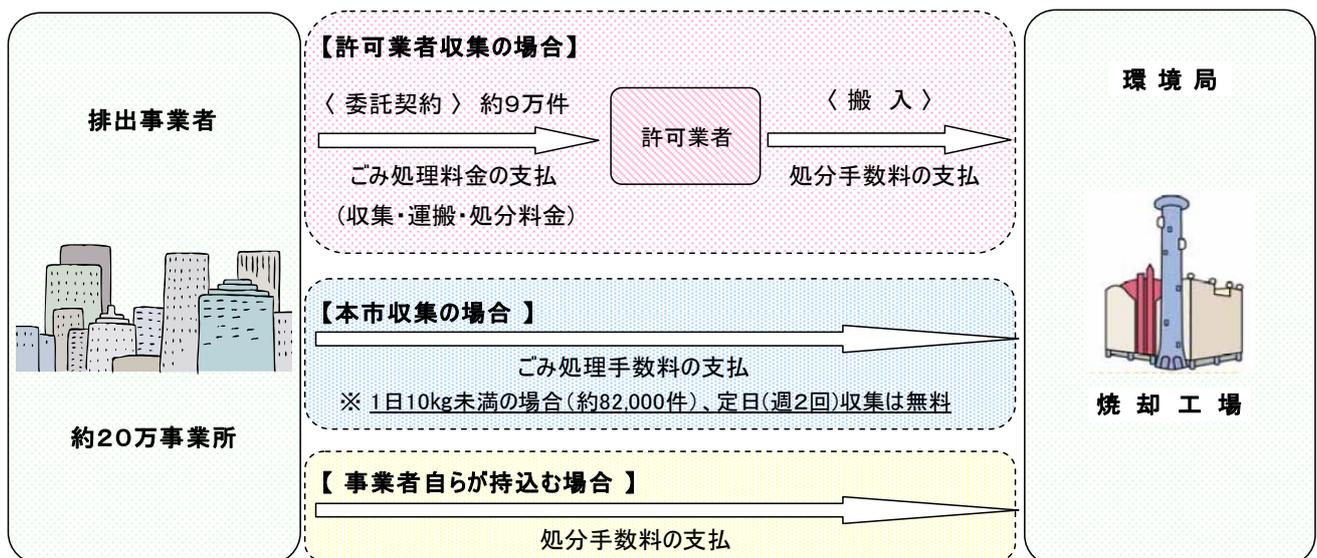
事業系のごみであっても、日量10kg未満の排出事業者には、家庭ごみと同様に本市が週2回無料で収集している。

⇒「10kg未満無料収集」 約82,000件

* 本市の約20万事業所のうち零細事業者の多くはこれに該当する。

(2) 処分手数料

- ・ ごみを焼却工場に搬入して処分する経費として、排出事業者が支払うべき手数料。
- ・ 排出事業者が許可業者に委託している場合は、許可業者との収集運搬契約料金とともに、許可業者に対して支払われている。
- ・ 条例で定める金額 58円/10kg



【参考】 廃棄物処理法 事業系ごみの排出事業者責任
(事業者の責務)

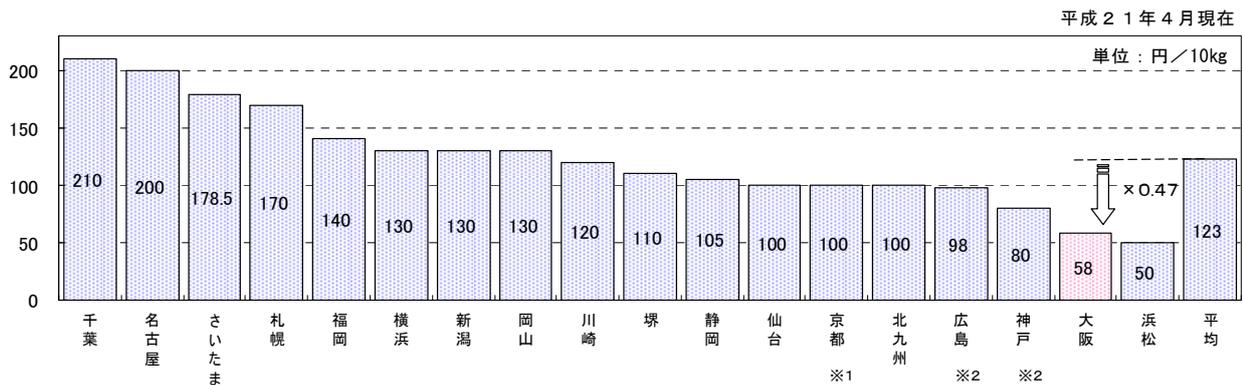
第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

◇ 処分手数料の変遷

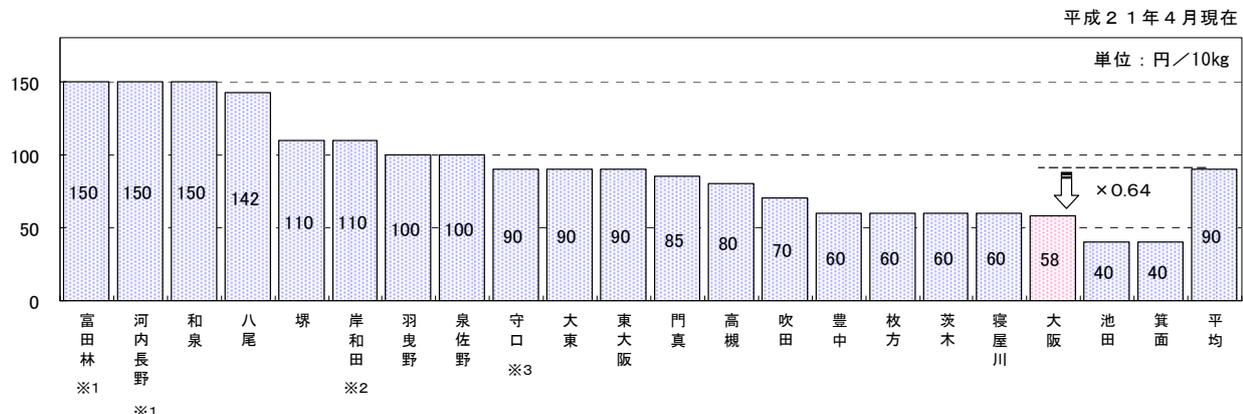
| | | | 平成4年4月～ 平成7年3月 | 平成7年4月～ 平成10年6月 | 平成10年7月～ 平成14年3月 | 平成14年4月～ 平成18年8月 | 平成18年9月～ |
|-----|-------|---------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 条 例 | | | 58円 | | | | |
| 規則 | 許 可 者 | 本 則 | 29円 | | | 40円50銭 | ↷ |
| | | 経 過 措 置 | 5円80銭 | 17円40銭 | | | |

◇ 他都市の処分手数料

○政令指定都市におけるごみ処分手数料



○大阪府下人口10万人以上都市におけるごみ処分手数料



◇ 手数料問題

平成21年4月28日大阪市廃棄物減量等推進審議会手数料あり方検討部会

「ごみ処理手数料のあり方について（報告）」より抜粋

○ 手数料の現状と考慮すべき要因

排出事業者から徴収しているごみ処理手数料のうち、焼却と埋立に関する処分手数料については、実際にかかっている処理コストから大きく乖離している。

（焼却工場に搬入される一般廃棄物の処分手数料は、10kgあたり現行で58円、一方、平成19年度の処分原価は10kgあたり117円。）

大阪市のごみ処理手数料は、政令指定都市の平均の概ね半分であり、他都市に比べ安価なため、排出事業者責任の徹底、受益と負担の公平性の確保の観点から検討が必要となっている。

提 言

(1) 原価を反映した手数料の設定

排出事業者責任の原則の徹底の観点から、適正な費用負担を求めることが原則であり、ごみ処理原価を基本として、ごみ収集サービスの提供から受ける利益や施策（減量）の効果等を総合的に勘案し、設定されるべきである。

(2) 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討

有料指定袋制度については、排出事業者がごみ処理料金を直接負担する方式であるため、ごみ減量に向けた意識の向上に資するほか、ごみの適正区分・適正処理を促す効果が期待できる。

(3) 手数料基準（ごみ量換算値）の変更

ごみの重量換算値は、大阪市では450袋＝15kgとして算出されてきたが、調査結果、他都市の状況等も勘案して、平均比重を当面「0.2（450袋＝9kg）程度」とすることが妥当である。

(4) 事業系ごみにかかる10kg未満無料規定の見直し

排出量にかかわらず、平均排出日量10kg未満の事業系ごみの無料収集についても、見直しを検討すべきである。

◇一般廃棄物処理手数料の改正について

- 「大阪市一般廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案」を、平成22年3月の予算市会に上程

(改正内容)

- ・ごみの焼却・処分にかかる手数料
10kgあたり58円から90円に改定
- ・ごみの収集から処分までの全体の処理手数料
10kgあたり240円から270円に改定

(施行期日) 平成22年10月1日

- 同条例案について、施行期日を「平成22年10月1日」から「市長が定める」に修正提案を行い、可決

(修正理由)

議会における「排出事業者への説明が不十分である。」等の指摘や、小売業者をはじめ排出事業者等に影響を及ぼすこととなることから、慎重に検討を加えた結果、引き続き、小売業者をはじめ排出事業者等への十分な説明を行ったうえで、条例の施行期日について判断することとした。

- 小売業者をはじめ排出事業者等への説明会を実施

平成22年4月以降、大阪市商店会総連盟や各区の商店会連盟の役員会などでの説明を行うとともに、その後、各区の商店会連盟の会長に対して、あらためて説明趣旨の確認とご意見を伺った。さらに、大阪市建設業協会、大阪市工業会連合会、大阪商工会議所、日本チェーンストア協会関西支部、大阪百貨店協会などの団体に対して説明を実施し、あわせてそれぞれの団体内の周知も依頼し、一部の団体にはリーフレットを送付した。また、許可業者の団体に対しても説明を行った。